特定個人情報保護評価書（重点項目評価書）

評価書番号	評価書名
11	個人住民税管理事務　重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
本市は、個人住民税管理事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行ない、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
古河市長

公表日
令和7年3月31日

［令和6年10月　様式3］

項目一覧

Ⅰ　基本情報
Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要
（別添1）特定個人情報ファイル記録項目
Ⅲ　リスク対策
Ⅳ　開示請求、問合せ
Ⅴ　評価実施手続
（別添2）　変更箇所

Ⅰ　基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税の賦課事務
②事務の内容	地方税法に基づき、住民・国税庁から提出された申告情報、企業・日本年金機構から提出された支払報告書を基に住民税額を計算し賦課する。 住民からの申請に基づき、住民税情報から課税証明書・所得証明書を発行する。
③対象人数	[　10万人以上30万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満　2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満　4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	個人住民税システム
②システムの機能	1. 課税内容照会機能 課税台帳から個人の年度毎の所得内容・控除内容・税額等を照会する。 2. 1月1日世帯照会機能 賦課期日時点での世帯状況を照会する。 3. 特徴事業所照会機能 事業所の情報を照会する。 4. 各種証明書発行機能 課税証明書等を発行する。 5. 通知書発行機能 納税通知書，税額変更通知書，特徴税額通知書等を発行する。 6. 課税台帳登録機能 申告書や給与支払報告書の内容に基づき，徴収方法及び課税の決定をする。 修正申告，法定調書，減免審査決定等により，税額の変更をする。 7. 異動処理機能 特別徴収義務者からの異動届出書を基に，徴収方法の変更をする。 8. 年金特徴処理 年金特徴義務者からの対象者情報に基づき，年金特徴税額の決定をする。 介護保険の停止情報により，年金特徴の停止処理をする。 年金特別徴収の徴収結果により，年金特徴の停止処理をする。
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム　[○] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　[○] 税務システム [　] その他　（　）
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	共通宛名システム
②システムの機能	1. 宛名管理機能 住民記録システムより情報移転を行い4情報（氏名，性別，生年月日，住所），その他住民票関係情報を記録する。住登外者の宛名項目（氏名及び名称，性別，生年月日，住所など）の作成・管理をする。 2. 個人番号の保護機能 個人番号の保護を行うため認証の制御や暗号化をする。 3. 宛名連携機能 同一人の宛名番号を紐付する機能を有し，宛名番号の関連付けしたデータを作成・管理する。中間サーバーとの連携時には，紐付した宛名番号から団体内宛名番号を取得する。 4. 団体内宛名統合機能 提供を行うため税務システム等から提供するデータを受け，中間サーバーへ送信する。情報の照会を行うため税務システム等からの要求情報を受け，中間サーバーへ送信し結果を受信をする。符号付番の際に符号と紐付ける団体内統合宛名番号を中間サーバーへ送信する。団体内宛名番号と4情報（氏名，性別，生年月日，住所）を管理し，中間サーバーからの要求に対応する。 5. 中間サーバー連携機能 中間サーバーとの連携によりデータの送信・受信を行う。データの送信・受信を行った結果の情報を取得・管理する。

③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[○] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[○] 既存住民基本台帳システム [　　] 宛名システム等　　[○] 税務システム [　　] その他　（　　）
システム3	
①システムの名称	申告受付システム
②システムの機能	1. 申告受付支援機能 住民からの申告内容を登録することで，確定申告書，住民税申告書を作成する。 2. 給報（年金）登録機能 給与支払報告書，公的年金等支払報告書の登録と訂正をする。 3. 国税連携データの訂正機能 国税連携システムからダウンロードしたデータを取り込み，補完，訂正入力をする。 4. 作表機能 申告書データや給与支払報告書データについて，抽出条件を指定して一覧表を作成する。
③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　　[○] 税務システム [　　] その他　（　　）
システム4	
①システムの名称	eLTAXシステム
②システムの機能	1. 利用届出の審査機能 eLTAXを利用するにあたって，利用者から届け出があった情報を審査，管理する。 2. 申告データの審査機能 納税者から申告されたデータを審査，管理する。 3. 申告データの連携機能 申告データをCSVファイルとして出力し，課税資料データとして連携する。 4. 特別徴収税額通知データの送信機能 特徴徴収義務者に特別徴収税額通知データを送信する。 5. 年金特徴サービス機能 審査サーバで受信した団体回付データをファイル出力し，基幹システムで作成した団体回付データを審査サーバへ引き渡しする。
③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　　[○] 税務システム [　　] その他　（　　）
システム5	
①システムの名称	国税連携システム
②システムの機能	1. 国税連携データの管理機能 国税連携データの検索，詳細表示，帳票印刷，ダウンロードを行う。 2. 法定調書データの管理機能 法定調書データの検索，詳細表示，帳票印刷，ダウンロードを行う。 3. 団体間回送機能 団体間回送受信／送信状況の確認及び団体間回送ファイルの登録を行う。 4. 扶養是正情報等のデータ送信機能 扶養是正情報等データを国税庁へ送信する。
③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　　[○] 税務システム [　　] その他　（　　）

システム6～10	
システム6	
①システムの名称	データ連携システム
②システムの機能	1．年金特徴に関する機能 eLTAXシステムより出力した団体回付データの取込みと団体回付データの作成を行う。 2．eLTAX申告データに関する機能 eLTAXシステムより出力した申告データの取込処理，帳票印刷，申告受付システムデータへの変換を行う。 3．国税連携データに関する機能 国税連携システムより出力した国税連携データの取込処理，帳票印刷，画像ファイル作成，申告受付システムデータへの変換を行う。 4．給与支払報告書データ（光ディスク等）に関する機能 企業等から送付された給与支払報告書データ（光ディスク等）の取込処理，帳票印刷，画像ファイル作成，申告受付システムデータへの変換を行う。
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　[○] 税務システム [　] その他　（　）
システム7	
①システムの名称	イメージ検索システム
②システムの機能	1．イメージ照会機能 申告書等の課税資料の画像ファイルの表示及び印刷をする。
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　[○] 税務システム [　] その他　（　）
システム8	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1．符号管理機能 符号管理機能は，情報照会，情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と，情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け，その情報を保管・管理する。 2．情報照会機能 情報照会機能は，情報提供ネットワークシステムを介して，特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う。 3．情報提供機能 情報提供機能は，情報提供ネットワークシステムを介して，情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う。 4．既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム，宛名システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容，情報提供内容，特定個人情報（連携対象），符号取得のための情報等について連携する。 5．情報提供等記録管理機能 特定個人情報（連携対象）の照会，又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し，管理する。 6．情報提供データベース管理機能 特定個人情報（連携対象）を副本として，保持・管理する。 7．データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会，情報提供，符号取得のための情報等について連携する。 8．セキュリティ管理機能 9．職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う。 10．システム管理機能 バッチ処理の状況管理，業務統計情報の集計，稼動状態の通知，保管切れ情報の削除を行う。

③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　[　] 税務システム [　] その他　（　）
システム9	
①システムの名称	収納管理システム
②システムの機能	1. 賦課データ管理機能 固定資産・都市計画税，軽自動車税，個人住民税で賦課及び調定管理 2. 納付データ管理機能 納付された固定資産・都市計画税，軽自動車税，個人住民税の消込処理及び収入管理 3. 督促・催告・還付・充当機能 賦課データ，納付データにより未過納の抽出及び未納者への督促，過納者への還付・充当の処理 4. 納付書及び納税証明発行機能 紛失者などへの再発行納付書の作成 申請による賦課徴収情報に基づく納税証明書等証明書を発行
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　[○] 税務システム [　] その他　（　）
システム10	
①システムの名称	口座管理システム
②システムの機能	1. 口座振替情報管理機能 振替申請者からの対象税目や銀行関連などの情報管理する。 2. 依頼データ作成機能 各期別ごとに銀行振替データを抽出し依頼データを作成する。 3. 結果データからの消込機能 依頼データと銀行からの結果データにより消込処理データを作成する。 4. 振替エラーデータからの通知書作成機能 振替不能者に対し不能通知を発行する。
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　[○] 税務システム [　] その他　（　）
システム11～15	
システム11	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	1. 宛名管理機能 住民記録システムから宛名データを受領し、番号連携サーバ内の統合宛名データベースに繁栄を行う。 2. 統合宛名番号の附番機能 個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の附番を行う。 3. 符号要求機能 個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバーに登録し、中間サーバーに符号の取得要求・取得依頼を行う。中間サーバーから返却された処理通番を住民基本台帳ネットワークシステムゲートウェイサーバへ送信する。 4. 各業務で管理している情報連携主務省令に記載されている提供業務情報を受領し、中間サーバーへの情報提供を行う。 5. 情報照会機能 中間サーバーへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示又は、各業務システムにファイル転送を行う。

③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[○] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　　[○] 税務システム [○] その他　（ 中間サーバー　　）
システム12	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	1. 本人確認情報検索 統合端末において入力された、個人番号又は4情報（指名、住所、性別、生年月日）の組み合わせをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。
③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム [　　] 宛名システム等　　[　　] 税務システム [○] その他　（ 他のシステムとの接続はなし　　）
システム13	
①システムの名称	コンビニ交付システム
②システムの機能	1. システム連携機能 税務システムから証明書情報を連携する。 2. コンビニ交付機能 証明書交付センターからの証明書発行要求に応答して証明書自動交付を行う。
③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム [　　] 宛名システム等　　[○] 税務システム [　　] その他　（　　）
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名

住民税賦課情報ファイル

4. 個人番号の利用 ※

法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下，「番号法」と表記）第9条（利用範囲）第1項　別表の24の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令　第16条

5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※

①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	[情報照会の根拠] ・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限） ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条　第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税情報」が含まれる項（48の項） [情報提供の根拠] ・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限） ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税情報」が含まれる項（第1，2，3，4，5，7，11，13，15，20，28，37，39，42，48，49，53，57，58，59，63，65，66，69，73，75，76，81，83，84，86，87，88，89，90，91，92，96，98，106，108，115，124，125，129，130，132，137，138，140，141，142，144，147，151，152，155，156，158，160，161，163，164，165，166，167，168，169，170，171，172，173項）

6. 評価実施機関における担当部署

①部署	財政部市民税課
②所属長の役職名	市民税課長

7. 他の評価実施機関

地方公共団体情報システム機構（JLIS）、総務省

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
住民税賦課情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類　※		[　　システム用ファイル　　]　＜選択肢＞ 1）システム用ファイル 2）その他の電子ファイル（表計算ファイル等）
②対象となる本人の数		[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
③対象となる本人の範囲　※		課税資料のある市民、市外在住の課税対象者
	その必要性	住民税の適正な賦課をを行うにあたり、特定個人情報が必要
④記録される項目		[　　100項目以上　　]　＜選択肢＞ 1）10項目未満　2）10項目以上50項目未満 3）50項目以上100項目未満　4）100項目以上
	主な記録項目　※	・識別情報 [○] 個人番号　[○] 個人番号対応符号　[○] その他識別情報（内部番号） ・連絡先等情報 [○] 4情報（氏名、性別、生年月日、住所）　[○] 連絡先（電話番号等） [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [○] 国税関係情報　[○] 地方税関係情報　[　] 健康・医療関係情報 [　] 医療保険関係情報　[　] 児童福祉・子育て関係情報　[○] 障害者福祉関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報　[　] 介護・高齢者福祉関係情報 [　] 雇用・労働関係情報　[○] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報 [　] 災害関係情報 [　] その他　（　　）
	その妥当性	◎識別情報　対象者を特定するために記録 ◎連絡先情報　対象者の賦課期日時点での世帯情報及び税額通知の送付先の把握のために記録 ◎業務関係情報 ・国税関係情報　対象者の所得税に係る情報に基づき、住民税の賦課を行うために記録 ・地方税関係情報　算出した住民税額に基づき、税額通知・証明書等の帳票印刷のために記録 ・障害者福祉関係情報：障害者福祉関連の情報に基づき，控除の確認を行うために記録 ・生活保護・社会福祉関係情報　生活保護関連の給付情報に基づき、非課税の判定を行うために記録 ・年金関係情報　対象者の年金特徴税額の計算および年金情報を帳票出力するために記録
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日		平成27年10月
⑥事務担当部署		財政部市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署 （ 市民課 ） [○] 行政機関・独立行政法人等 （ 国税庁，年金保険者 ） [○] 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 他の自治体 ） [○] 民間事業者 （ 企業 ） [ ] その他 （ ）
②入手方法		[○] 紙 [○] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 電子メール [○] 専用線 [○] 庁内連携システム [○] 情報提供ネットワークシステム [ ] その他 （ ）
③使用目的 ※		各種申告書の受付、住民税額の算出、税額通知の作成、各種証明書の発行
④使用の主体	使用部署	市民税課
	使用者数	[100人以上500人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
⑤使用方法		1 各種申告書等の受付に関する事務 ・申告情報（申告書、確定申告書、給与支払報告書、年金等支払報告書）から住民等の所得情報、控除額情報を把握する。 ・障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、雇用・労働関係情報から非課税、減免、控除を把握する。 2 各種申告情報等から住民税の賦課、通知に関する事務 ・上記で収集した各種情報に基づき、住民等に対する住民税賦課額を決定する。 ・決定した住民税賦課額情報を外部委託業者へ提供し、税額通知書の印刷、封入・封緘、発送を依頼する。 3 給与所得者の異動に関する事務 ・特別徴収義務者からの給与所得者異動届出書に基づき、特別徴収の中止、普通徴収への変更等を行う。 4 証明書発行、更正に関する事務 ・課税対象者からの申請に基づき、地方税関係情報から課税証明書を発行する。 ・更正の必要を生じた場合には、地方税関係情報の税額を更新する。
	情報の突合	(1)住記情報と、申告情報、障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報を突合して、非課税者を確認する。【上記1】 (2)住記情報と、申告情報、雇用・労働関係情報、介護・高齢者福祉関係情報を突合して、所得額、控除額を確認する。【上記1】 (3)住記情報、地方税関係情報を突合して、税額通知に係るデータを作成する。【上記2】
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] ＜選択肢＞ 1）委託する 2）委託しない （ 7 ） 件
委託事項1		システムの運用 システムの運用・保守
①委託内容		磁気ディスクによる事務運用を安全確実に行なうために必要な範囲で、特定個人情報ファイルの管理を委託 システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業
②委託先における取扱者数		[10人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
③委託先名		株式会社 茨城計算センター
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] ＜選択肢＞ 1）再委託する 2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2		課税情報のエントリー
①委託内容		住民税申告書や給与支払報告書のエントリ、画像ファイルの作成
②委託先における取扱者数		[50人以上100人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
③委託先名		株式会社 茨城計算センター
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] ＜選択肢＞ 1）再委託する 2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先から、再委託の必要性、再委託先の委託管理方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制の申請を受け、許諾を判断している。
	⑥再委託事項	住民税申告書や給与支払報告書のエントリ、画像ファイルの作成
委託事項3		当初賦課処理
①委託内容		課税資料情報の合算処理および住民税額の計算、特徴処理、普徴処理
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
③委託先名		株式会社 茨城計算センター
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] ＜選択肢＞ 1）再委託する 2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先から、再委託の必要性、再委託先の委託管理方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制の申請を受け、許諾を判断している。
	⑥再委託事項	課税資料情報の合算処理および住民税額の計算、特徴処理、普徴処理

委託事項4		eLTAXの運用管理
①委託内容		eLTAXの運用管理に関する委託
②委託先における取扱者数		[　10人以上50人未満　] ＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
③委託先名		株式会社　茨城計算センター
再委託	④再委託の有無　※	[　再委託しない　] ＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項5		未申告処理
①委託内容		未申告者リスト作成、住民税申告書作成
②委託先における取扱者数		[　10人以上50人未満　] ＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
③委託先名		株式会社　茨城計算センター
再委託	④再委託の有無　※	[　再委託する　] ＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先から、再委託の必要性、再委託先の委託管理方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制の申請を受け、許諾を判断している。
	⑥再委託事項	未申告者リスト作成、住民税申告書作成
委託事項6～10		
委託事項6		住民税申告書作成
①委託内容		住民税申告書作成
②委託先における取扱者数		[　10人未満　] ＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
③委託先名		株式会社　茨城計算センター
再委託	④再委託の有無　※	[　再委託しない　] ＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項7		遠隔地保管
①委託内容		特定個人情報データの滅失等に備えたバックアップデータの保管委託
②委託先における取扱者数		[　10人以上50人未満　] ＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
③委託先名		株式会社　茨城計算センター
再委託	④再委託の有無　※	[　再委託しない　] ＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	
提供・移転の有無	[○] 提供を行っている （ 77 ）件 [○] 移転を行っている （ 13 ）件 [ ] 行っていない
提供先1	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第1項）
②提供先における用途	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって第三条で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 （ ）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先2～5	
提供先2	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第2項）
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第四条で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 （ ）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先3	健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第3項）
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第五条で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 （ ）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先4	総務大臣又は都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第１９条第８号に基づく主務省令第２条の表（第４項）
②提供先における用途	恩給法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって第六条で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先5	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第１９条第８号に基づく主務省令第２条の表（第５項）
②提供先における用途	船員保険法第４条第２項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって第七条で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	市民及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先6～10	
提供先6	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第１９条第８号に基づく主務省令第２条の表（第７項）
②提供先における用途	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律附則第３９条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成１９年法律第３０号第４条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第九条で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先7	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第11項）
②提供先における用途	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって第十三条で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先8	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第13項）
②提供先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第十五条で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先9	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第15項）
②提供先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第十七条で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先10	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第20項）
②提供先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって第二十二条で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先11～15	
提供先11	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第28項）
②提供先における用途	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって第三十条で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先12	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第37項）
②提供先における用途	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第三十九条で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先13	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第39項）
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって第四十一条で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先14	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第42項）
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第四十四条で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	市民及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先15	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第48項）
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって第五十条で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	市民及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先16～20	

提供先16	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第49項）
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって第五十一条で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先17	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第53項）
②提供先における用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって第五十五条で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先18	日本私立学校振興・共済事業団
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第57項）
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第五十九条で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	市民及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先19	厚生労働大臣又は共済組合等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第58項）
②提供先における用途	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって第六十条で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	市民及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先20	文部科学大臣又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第59項）
②提供先における用途	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって第六十一条で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先1	収納課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、古河市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項又は第3項
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　1万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	住民税課税者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	当初賦課又は更正時
移転先2～5	

移転先2	社会福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、古河市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項又は第3項
②移転先における用途	生活保護法に準じて実施する困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	住民税課税者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	当初賦課又は更正時
移転先3	障がい福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、古河市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項又は第3項
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　1万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	当該申請者及び当該者の配偶者、当該者の扶養義務者又は当該者が属する世帯員
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	当初賦課又は更正時
移転先4	障がい福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、古河市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項又は第3項
②移転先における用途	古河市重度障害児（者）住宅リフォーム助成事業要綱に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	当該申請者及び当該者の配偶者、当該者の扶養義務者又は当該者が属する世帯員
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	当初賦課又は更正時

移転先5	障がい福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、古河市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項又は第3項
②移転先における用途	古河市小児慢性特定疾患児童等日常生活用具給付事業実施要綱に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	当該申請者及び当該者の配偶者、当該者の扶養義務者又は当該者が属する世帯員
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	当初賦課又は更正時
移転先6～10	
移転先6	国保年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、古河市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項又は第3項
②移転先における用途	母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　1万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	当該申請者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	当初賦課又は更正時
移転先7	国保年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、古河市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項又は第3項
②移転先における用途	古河市医療福祉費支給に関する条例及び古河市医療費助成に関する条例による妊産婦の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　1万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	当該申請者及び当該者の配偶者、当該者の父母又は当該者の扶養義務者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	当初賦課又は更正時

移転先8	国保年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、古河市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項又は第3項
②移転先における用途	古河市医療福祉費支給に関する条例及び古河市医療費助成に関する条例による小児の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	当該者の父母又は当該者の扶養義務者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[ ] 専用線 [ ] 電子メール　[ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ　[ ] 紙 [ ] その他　（　）
⑦時期・頻度	当初賦課又は更正時
移転先9	国保年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、古河市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項又は第3項
②移転先における用途	古河市医療福祉費支給に関する条例及び古河市医療費助成に関する条例によるひとり親家庭の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	当該申請者、当該者の配偶者、当該者の父母又は当該者の扶養義務者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[ ] 専用線 [ ] 電子メール　[ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ　[ ] 紙 [ ] その他　（　）
⑦時期・頻度	当初賦課又は更正時
移転先10	国保年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、古河市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項又は第3項
②移転先における用途	古河市医療福祉費支給に関する条例及び古河市医療費助成に関する条例による重度心身障害者等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	当該申請者、当該者の配偶者、当該者の父母又は当該者の扶養義務者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[ ] 専用線 [ ] 電子メール　[ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ　[ ] 紙 [ ] その他　（　）
⑦時期・頻度	当初賦課又は更正時
移転先11～15	

移転先11	子育て包括支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、古河市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項又は第3項
②移転先における用途	古河市虐待DV対策地域協議会設置要綱に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	当該申請者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	当初賦課又は更正時
移転先12	子育て包括支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、古河市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項又は第3項
②移転先における用途	古河市配偶者暴力相談支援センター事業実施要綱に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	当該申請者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	当初賦課又は更正時
移転先13	子ども政策課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、古河市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項又は第3項
②移転先における用途	古河市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金支給事業実施要綱に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　1万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	当該申請者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	当初賦課又は更正時
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。
7. 備考	

（別添1）特定個人情報ファイル記録項目

(1)住民税賦課情報ファイル
1. 課税年度、2. 宛名番号、3. 履歴連番、4. 課税番号、5. 調定年度、6. 指定整理番号、7. 通知書番号(現年)、8. 普徴事業所番号、9. 徴収区分、10. 差額徴収、11. バッチ処理済サイン、12. 削除サイン、13. 一般給与収入、14. 内特徴給与収入、15. 特定支出合計額、16. 給与所得、17. 年金収入、18. 公的年金控除額、19. 公的年金控除後の額、20. 雑その他所得　有無サイン、21. 雑その他所得、22. 雑所得　有無サイン、23. 雑所得、24. 営業等所得　有無サイン、25. 営業等所得、26. 農業所得　有無サイン、27. 農業所得、28. 不動産所得　有無サイン、29. 不動産所得、30. 上場株式等の配当所得　有無サイン、31. 上場株式等の配当所得、32. 利子所得　有無サイン、33. 利子所得、34. 配当所得(株式)　有無サイン、35. 配当所得(株式)、36. 配当所得(投資信託)　有無サイン、37. 配当所得(投資信託)、38. 配当所得(外貨建)　有無サイン、39. 配当所得(外貨建)、40. 配当所得(その他)　有無サイン、41. 配当所得(その他)、42. 総合譲渡・一時　有無サイン、43. 総合譲渡・一時、44. 総合譲渡(短期)有無サイン、45. 総合譲渡(短期)、46. 総合譲渡(長期)　有無サイン、47. 総合譲渡(長期)、48. 一時所得　有無サイン、49. 一時所得、50. 土地等　有無、51. 土地等(K)、52. 土地等　超短期　有無、53. 土地等　超短期(J)、54. 分離短期譲渡(一般)　有無サイン、55. 分離短期譲渡(一般)、56. 分離短期譲渡(軽減)　有無サイン、57. 分離短期譲渡(軽減)、58. 分離長期譲渡(一般)　有無サイン、59. 分離長期譲渡(一般)、60. 分離長期譲渡(特定)　有無サイン、61. 分離長期譲渡(特定)、62. 分離長期譲渡(軽減)　有無サイン、63. 分離長期譲渡(軽減)、64. 分離長期譲渡(軽課)　有無サイン、65. 分離長期譲渡(軽課)、66. 山林所得 有無サイン、67. 山林所得、68. 退職所得 有無サイン、69. 退職所得、70. 株式等譲渡所得(未公開分)　有無サイン、71. 株式等譲渡所得(未公開分)、72. 株式等譲渡所得(上場分)　有無サイン、73. 株式等譲渡所得(上場分)、74. 先物取引所得　有無サイン、75. 先物取引所得、76. 免税所得　有無サイン、77. 免税所得、78. 非課税所得　有無サイン、79. 非課税所得、80. 肉用牛の売却による所得(牛全体)、81. 肉用牛の特例適用サイン(所得税)、82. 肉用牛の特例適用サイン(住民税)、83. 免税対象外肉用牛の売却価額、84. 繰越損失・純、85. 繰越損失・雑、86. 繰越損失・株式等譲渡、87. 繰越損失・先物取引、88. 繰越損失・居住用、89. 損益通算可能額、90. 分離短期譲渡(一般)特別控除前　有無サイン、91. 分離短期譲渡(一般)特別控除前、92. 分離短期譲渡(軽減)特別控除前　有無サイン、93. 分離短期譲渡(軽減)特別控除前、94. 分離長期譲渡(一般)特別控除前　有無サイン、95. 分離長期譲渡(一般)特別控除前、96. 分離長期譲渡(特定)特別控除前　有無サイン、97. 分離長期譲渡(特定)特別控除前、98. 分離長期譲渡(軽減)特別控除前　有無サイン、99. 分離長期譲渡(軽減)特別控除前、100. 分離長期譲渡(軽課)特別控除前　有無サイン、101. 分離長期譲渡(軽課)特別控除前、102. 受給者番号、103. 総所得金額、104. 合計所得金額(特控後・繰控後)、105. 合計所得金額(特控前・繰控前)、106. 雑損控除、107. 医療費控除、108. 社会保険料控除、109. 小規模共済掛金控除、110. 生命保険、111. 損害保険／地震保険控除、112. 寄付金控除、113. 妻・夫ありサイン、114. 控除対象配偶者サイン、115. 配偶者特別控除額、116. 配偶者特別控除サイン、117. 老人扶養人数、118. 老人扶養内同居人数、119. 特定扶養人数、120. 一般扶養人数、121. 年少扶養人数、122. 障害特別人数、123. 障害特別内同居人数、124. 障害普通人数、125. 本人障害者サイン、126. 本人未成年サイン、127. 本人老年者サイン、128. 本人寡婦・夫サイン、129. 本人勤労学生サイン、130. 基礎控除、131. 所得控除額合計(住民税)、132. 総所得　課税標準額、133. 総所得　所得割　市、134. 総所得　所得割　県、135. 免税外肉用牛の売却価額　課税標準額、136. 免税外肉用牛　所得割　市、137. 免税外肉用牛　所得割　県、138. 土地等　課税標準額、139. 土地等　所得割　市、140. 土地等　所得割　県、141. 土地等　超短期　課税標準額、142. 土地等　超短期　所得割　市、143. 土地等　超短期　所得割　県、144. 分離短期　一般　課税標準額、145. 分離短期　一般　所得割　市、146. 分離短期　一般　所得割　県、147. 分離短期　軽減　課税標準額、148. 分離短期　軽減　所得割　市、149. 分離短期　軽減　所得割　県、150. 分離長期　一般　課税標準額、151. 分離長期　一般　所得割　市、152. 分離長期　一般　所得割　県、153. 分離長期　特定　課税標準額、154. 分離長期　特定　所得割　市、155. 分離長期　特定　所得割　県、156. 分離長期　軽減　課税標準額、157. 分離長期　軽減　所得割　市、158. 分離長期　軽減　所得割　県、159. 分離長期　軽課　課税標準額、160. 分離長期　軽課　所得割　市、161. 分離長期　軽課　所得割　県、162. 山林　課税標準額、163. 山林　所得割　市、164. 山林　所得割　県、165. 退職　課税標準額、166. 退職　所得割　市、167. 退職　所得割　県、168. 株式譲渡　未公開分　課税標準額、169. 株式譲渡　未公開分　所得割　市、170. 株式譲渡　未公開分　所得割　県、171. 株式譲渡　上場分　課税標準額、172. 株式譲渡　上場分　所得割　市、173. 株式譲渡　上場分　所得割　県、174. 先物取引　課税標準額、175. 先物取引　所得割　市、176. 先物取引　所得割　県、177. 税額控除前所得割計　市、178. 税額控除前所得割計　県、179. 人的控除差額合計、180. 人的控除の調整控除額　市、181. 人的控除の調整控除額　県、182. 人的控除の調整控除後所得割　市、183. 人的控除の調整控除後所得割　県、184. 税額控除　市、185. 税額控除　県、186. 税額控除後所得割計　端処前　市、187. 税額控除後所得割計　端処前　県、188. 税額控除後所得割計　端処後　市、189. 税額控除後所得割計　端処後　県、190. 配当控除後所得割　市、191. 配当控除後所得割　県、192. 住宅借入金等特別税額控除　市、193. 住宅借入金等特別税額控除　県、194. 住借控除後所得割　市、195. 住借控除後所得割　県、196. 外国税額控除後所得割　市、197. 外国税額控除後所得割　県、198. 特別減税額　市、199. 特別減税額　県、200. 特減後所得割計　端処前　市、201. 特減後所得割計　端処前　県、202. 65歳以上控除額　市、203. 65歳以上控除額　県、204. 65歳以上減額サイン、205. 65歳控除後所得割計　端処前　市、206. 65歳控除後所得割計　端処前　県、207. 減額申告サイン、208. 減額該当サイン、209. 減額すべき額　市、210. 減額すべき額　県、211. 翌年繰越損失(先物損失)、212. 翌年繰越損失(株式等損失)、213. 配当割・譲渡割合計額　市、214. 配当割・譲渡割合計額　県、215. 配割・譲割控除後所得割計　端処前　市、216. 配割・譲割控除後所得割計　端処前　県、217. 所得割計　市、218. 所得割計　県、219. 控除不足額　市、220. 控除不足額　県、221. 控除不足額、222. 均等割　市、223. 均等割　県、224. 計算年税額、225. 減免額、226. 所得割減免額　市、227. 所得割減免額　県、228. 均等割減免額　市、229. 均等割減免額　県、230. 特別徴収税額(充当前)、231. 特別徴収税額(充当額)、232. 特別徴収税額(充当後)、233. 普通徴収税額(充当前)、234. 普通徴収税額(充当額)、235. 普通徴収税額(充当後)、236. 年税額、237. 還付充当該当サイン、238. 還付充当額、239. 税額6月(充当前)、240. 税額7月(充当前)、241. 税額8月(充当前)、242. 税額9月(充当前)、243. 税額10月(充当前)、244. 税額11月(充当前)、245. 税額12月(充当前)、246. 税額1月(充当前)、247. 税額2月(充当前)、248. 税額3月(充当前)、249. 税額4月(充当前)、250. 税額5月(充当前)、251. 充当額6月、252. 充当額7月、253. 充当額8月、254. 充当額9月、255. 充当額10月、256. 充当額11月、257. 充当額12月、258. 充当額1月、259. 充当額2月、260. 充当額3月、261. 充当額4月、262. 充当額5月、263. 税額6月(充当後)、264. 税額7月(充当後)、265. 税額8月(充当後)、266. 税額9月(充当後)、267. 税額10月(充当後)、268. 税額11月(充当後)、269. 税額12月(充当後)、270. 税額1月(充当後)、271. 税額2月(充当後)、272. 税額3月(充当後)、273. 税額4月(充当後)、274. 税額5月(充当後)、275. 税額1期(充当前)、276. 税額2期(充当前)、277. 税額3期(充当前)、278. 税額4期(充当前)、279. 税額5期(充当前)、280. 税額6期(充当前)、281. 税額7期(充当前)、282. 税額8期(充当前)、283. 税額9期(充当前)、284. 税額10期(充当前)、285. 税額11期(充当前)、286. 税額12期(充当前)、287. 税額現随(充当前)、288. 充当額1期、289. 充当額2期、290. 充当額3期、291. 充当額4期、292. 充当額5期、293. 充当額6期、294. 充当額7期、295. 充当額8期、296. 充当額9期、297. 充当額10期、298. 充当額11期、299. 充当額12期、300. 充当額現随、301. 税額1期(充当後)、302. 税額2期(充当後)、303. 税額3期(充当後)、304. 税額4期(充当後)、305. 税額5期(充当後)、306. 税額6期(充当後)、307. 税額7期(充当後)、308. 税額8期(充当後)、309. 税額9期(充当後)、310. 税額10期(充当後)、311. 税額11期(充当後)、312. 税額12期(充当後)、313. 税額現随(充当後)、314. 指定番号6月、315. 整理番号6月、316. 指定番号7月、317. 整理番号7月、318. 指定番号8月、319. 整理番号8月、320. 指定番号9月、321. 整理番号9月、322. 指定番号10月、323. 整理番号10月、324. 指定番号11月

（別添1）特定個人情報ファイル記録項目

325. 整理番号11月、326. 指定番号12月、327. 整理番号12月、328. 指定番号1月、329. 整理番号1月、330. 指定番号2月、331. 整理番号2月、332. 指定番号3月、333. 整理番号3月、334. 指定番号4月、335. 整理番号4月、336. 指定番号5月、337. 整理番号5月、338. 現随納期限、339. 過随調定年度①、340. 過随通知書番号①、341. 過随税額①（充当前）、342. 過随充当額①、343. 過随税額①（充当後）、344. 過随納期限①、345. 過随調定年度②、346. 過随通知書番号②、347. 過随税額②（充当前）、348. 過随充当額②、349. 過随税額②（充当後）、350. 過随納期限②、351. 過随調定年度③、352. 過随通知書番号③、353. 過随税額③（充当前）、354. 過随充当額③、355. 過随税額③（充当後）、356. 過随納期限③、357. 過随調定年度④、358. 過随通知書番号④、359. 過随税額④（充当前）、360. 過随充当額④、361. 過随税額④（充当後）、362. 過随納期限④、363. 過随調定年度⑤、364. 過随通知書番号⑤、365. 過随税額⑤（充当前）、366. 過随充当額⑤、367. 過随税額⑤（充当後）、368. 過随納期限⑤、369. 過随調定年度⑥、370. 過随通知書番号⑥、371. 過随税額⑥（充当前）、372. 過随充当額⑥、373. 過随税額⑥（充当後）、374. 過随納期限⑥、375. 過随調定年度⑦、376. 過随通知書番号⑦、377. 過随税額⑦（充当前）、378. 過随充当額⑦、379. 過随税額⑦（充当後）、380. 過随納期限⑦、381. 徴収済額、382. 未徴収額、383. 徴収月、384. 徴収済月1、385. 徴収済月2、386. 徴収期、387. 徴収済期、388. 転勤末徴収月、389. 一括徴収月、390. 退職事由、391. 退職徴収方法、392. 転勤事由、393. 異動事由、394. 更正事由、395. 更正年月日、396. 更正決定年月日、397. 配偶者特別控除（所得税）有無サイン、398. 配偶者特別控除額（所得税）、399. 配偶者所得有無サイン、400. 配偶者所得合計、401. 個人年金支払額有無サイン、402. 個人年金支払額、403. 生命保険料控除（所得税）有無サイン、404. 生命保険料控除（所得税）、405. 長期損保支払額有無サイン、406. 長期損保支払額、407. 短期損保支払額有無サイン、408. 短期損保支払額、409. 地震保険料控除（所得税）有無サイン、410. 地震保険料控除（所得税）、411. 専従者区分、412. 専従者数、413. 専従者控除額計、414. 専従者給与収入、415. 専従主宛名番号、416. 配偶者控除額、417. 扶養控除額、418. 老人扶養控除額、419. 内同居老人控除額、420. 一般扶養控除額、421. 特定扶養控除額、422. 障害者特別控除額、423. 障害者内同居控除額、424. 障害者普通控除額、425. 本人障害特別控除額、426. 本人障害普通控除額、427. 本人老年者控除額、428. 寡婦一般控除額、429. 寡婦特別控除額、430. 寡夫控除額、431. 勤労学生控除額、432. 税額控除調整額サイン、433. 税額控除調整額　市、434. 税額控除調整額　県、435. 配当控除　株式　市、436. 配当控除　株式　県、437. 配当控除　証券　市、438. 配当控除　証券　県、439. 配当控除　外貨建　市、440. 配当控除　外貨建　県、441. 外国税額控除サイン、442. 外国税額控除　市、443. 外国税額控除　県、444. 配当割控除額、445. 株等譲渡所得割控除額、446. 配当割・譲渡割合計額、447. 総合譲渡（短期）特別控除後　有無サイン、448. 総合譲渡（短期）特別控除後　有無サイン、449. 総合譲渡（長期）特別控除後1／2前　有無サイン、450. 総合譲渡（長期）特別控除後1／2前、451. 一時所得　特別控除後1／2前　有無サイン、452. 一時所得　特別控除後1／2前、453. 新生命保険料支払額、454. 旧生命保険料支払額、455. 介護医療支払額、456. 新個人年金支払額、457. 特徴リスト用合計所得、458. 内特 特減前所得割　市、459. 内特 特減前所得割　県、460. 内特 特別減税　市、461. 内特 特別減税　県、462. 内特 特減後所得割　市、463. 内特 特減後所得割　県、464. 内特 均等割　市、465. 内特 均等割　県、466. 給報合算サイン、467. 強制均等割サイン、468. 強制非課税サイン、469. 申告別サイン、470. 確定申告サイン、471. 給報・申告書サイン、472. 65歳以上サイン、473. 計算非課税サイン、474. 配偶者否認サイン、475. 均等割り自動セットサイン、476. 更正サイン、477. B表種類サイン1、478. B表種類サイン2、479. A表B表サイン、480. 他市町村者課税サイン、481. 課税保留（賦課未決定）サイン、482. 生活保護サイン、483. 旧指定番号、484. 旧整理番号、485. 旧市町村区分、486. 294条サイン、487. 株給サイン、488. 決議書不要サイン、489. 納付書不要サイン、490. 合算サイン、491. 専従者宛名番号1、492. 専従者控除1、493. 専従サイン1、494. 専従者宛名番号2、495. 専従者控除2、496. 専従サイン2、497. 専従者宛名番号3、498. 専従者控除3、499. 専従サイン3、500. 専従者宛名番号4、501. 専従者控除4、502. 専従サイン4、503. 専従者宛名番号5、504. 専従者控除5、505. 専従サイン5、506. 専従者宛名番号6、507. 専従者控除6、508. 専従サイン6、509. 前年度通知済仮徴収4月、510. 前年度通知済仮徴収6月、511. 前年度通知済仮徴収8月、512. 現随2納期限、513. 専従主宛名番号2、514. 臨時・変動サイン、515. 臨時　有無サイン、516. 臨時所得、517. 変動所得　前年　有無サイン、518. 変動所得　前年、519. 変動所得　前々年　有無サイン、520. 変動所得　前々年、521. 変動所得　前々々年　有無サイン、522. 変動所得　前々々年、523. 平均課税対象金額、524. 調整所得金額、525. 調整所得（市）、526. 調整所得（県）、527. 平均税率（市）、528. 平均税率（県）、529. 特別所得金額、530. 特別所得（市）、531. 特別所得（県）、532. 調整＋特別課税総所得（市）、533. 調整＋特別課税総所得（県）、534. 専従主1収入、535. 専従主2収入、536. NPO条例指定寄附金（市）、537. NPO条例指定寄附金（県）、538. 住宅取得控除（所得税）、539. 住宅取得区分、540. 居住開始年月日、541. 住宅控除可能額、542. 所得割非課税判定用総所得金額等、543. 決議書投入サイン、544. 住民税寄附金①都道府県・市区町村、545. 住民税寄附金②共同募金会・日赤支部、546. 住民税寄附金③条例指定（都道府県）、547. 住民税寄附金④条例指定（市区町村）、548. 寄附金特例控除適用割合（%）、549. 寄附金税額控除（市・特例分）、550. 寄附金税額控除（県・特例分）、551. 寄附金税額控除（市）、552. 寄附金税額控除（県）、553. 寄附金税額控除後所得割額（市）、554. 寄附金税額控除後所得割額（県）、555. 年金特徴該当者サイン、556. 年金特徴対象者サイン、557. 年金特徴除外者サイン、558. 年金特徴強制非該当サイン、559. 年金特徴中止サイン、560. 年金特別徴収義務者コード、561. 年金種類コード、562. 年金保険者用整理番号1、563. 年金保険者用整理番号2、564. 年金特徴各種金額1（10月分）、565. 年金特徴各種金額2（12月分～）、566. 年金特徴各種金額3（年金額）、567. 年金特徴税額、568. 年金特徴分所得割額（市）、569. 年金特徴分所得割額（県）、570. 年金特徴分均等割額（市）、571. 年金特徴分均等割額（県）、572. 年金特徴仮徴収額（4月）、573. 年金特徴仮徴収額（6月）、574. 年金特徴仮徴収額（8月）、575. 年金特徴本徴収額（10月）、576. 年金特徴本徴収額（12月）、577. 年金特徴本徴収額（2月）、578. 年金特徴翌年度仮徴収額（4月）、579. 年金特徴翌年度仮徴収額（6月）、580. 年金特徴翌年度仮徴収額（8月）、581. 年金特徴中止事由、582. 年金特徴中止年月、583. 年金特徴中止異動年月日、584. 前年度年金特徴該当者サイン、585. 前年度年金特徴対象者サイン、586. 前年度年金特徴除外者サイン、587. 前年度年金特徴強制非該当サイン、588. 前年度年金特徴中止サイン、589. 前年度年金特別徴収義務者コード、590. 前年度年金種類コード、591. 前年度年金保険者用整理番号1、592. 前年度年金保険者用整理番号2、593. 前年度年金特徴中止事由、594. 前年度年金特徴中止年月、595. 前年度年金特徴中止異動年月日、596. 減免割合、597. 震災減免サイン、598. 国税連携）ファイル種別、599. 投入差普サイン、600. 税額1期（内年金特徴）、601. 税額2期（内年金特徴）、602. 住借用所得税課標（総合・山林・退職）、603. 住借用算出所得税額、604. 住借控除前所得税、605. 住借控除見込額、606. 投資・リース額、607. 上場株式の配当　課標（ム）、608. 上場株式の配当　所得割・市（ム）、609. 上場株式の配当　所得割・県（ム）、610. 配当繰越損失額（ビ）、611. 年金差普サイン、612. 決議書不要サイン、613. 年金特徴中止処理済サイン、614. 年特中止サイン（介護要因）、615. 年金特徴新規サイン、616. 住借合算注意サイン、617. 退職所得有無サイン、618. 個人番号、619. 寄附金申告特例サイン、620. 寄附金申告特例割合、621. 寄附金申告特例控除（市）、622. 寄附金申告特例控除（県）、623. 一般分株式等譲渡所得　有無サイン、624. 一般分株式等譲渡所得、625. 一般分株式等譲渡所得　課税標準額、626. 一般分株式等譲渡所得　所得割　市、627. 一般分株式等譲渡所得　所得割　県、628. 医療費特例サイン、629. 上場株式の国税と異なる申告サイン、630. 雑業務有無サイン、631. 雑業務所得、632. 所得金額調整控除適用サイン、633. 所得金額調整控除額（子ども等）、634. 所得金額調整控除額（年金等）、635. 所得金額調整控除額（合計）、636. 所得金額調整控除算出用給与収入、637. 調整扶養人数、638. 生計を一にする子サイン、639. 公的年金等を除いた合計所得、640. 地震保険支払額有無サイン、641. 地震保険支払額、642. 条約適用利子等の額、643. 条約適用配当等の額、644. 特例適用利子等の額、645. 特例適用配当等の額、646. 森林環境税（委託納付・免除前）、647. 森林環境税（免除額）、648. 森林環境税（委託納付額）、649. 森林環境税（委託納付・免除後）、650. 強制非課税（森林環境税）

（別添1）特定個人情報ファイル記録項目

651. 計算非課税（森林環境税）、652. 定額減税前所得割（市民税）端数処理後、653. 定額減税前所得割（県民税）端数処理後、654. 定額減税可能額算出用国外居住人数、655. 定額減税算出用合計所得（内特用）、656. 定額減税可能額、657. 定額減税額、658. 定額減税額（市）、659. 定額減税額（県）、660. 定額減税不足額、661. 定額減税後所得割（市民税）端数処理前、662. 定額減税後所得割（県民税）端数処理前、663. 年金に係る定額減税前年税額、664. 通知年月日、665. 通知事由、666. 納税通知書発送日、667. 確定申告日、668. 1月1日離婚・再婚区分、669. 住宅借入金等特別控除_適用数、670. 住宅借入金等特別税額控除_特別控除区分（1回目）、671. 住宅借入金等特別税額控除_居住開始年月日（2回目）、672. 住宅借入金等特別税額控除_特別控除区分（2回目）、673. 住宅借入金等特別税額控除_摘要、674. 外国税額控除余裕額（県）、675. 外国税額控除余裕額（市町村）、676. 外国税額控除限度額（県）、677. 外国税額控除限度額（市町村）、678. 予納区分、679. 予納年月日、680. 予納額、681. 減免区分、682. 減免割合×10000、683. 減免開始月、684. 減免開始期、685. 減免決定通知日、686. 免除区分（森林環境税）、687. 免除開始月（森林環境税）、688. 免除開始期（森林環境税）、689. 免除決定通知日（森林環境税）、690. 合併前_市区町村コード、691. 普徴1期_納期限、692. 普徴2期_納期限、693. 普徴3期_納期限、694. 普徴4期_納期限、695. 普徴5期_納期限、696. 普徴6期_納期限、697. 普徴7期_納期限、698. 普徴8期_納期限、699. 普徴9期_納期限、700. 普徴10期_納期限、701. 普徴11期_納期限、702. 普徴12期_納期限、703. 普徴現随_納期限、704. 通知年月日2（調定情報）、705. 年金特徴4月_納期限、706. 年金特徴6月_納期限、707. 年金特徴8月_納期限、708. 年金特徴10月_納期限、709. 年金特徴12月_納期限、710. 年金特徴2月_納期限、711. 法定納期限、712. 法定納期限等、713. 課税更正日、714. 更正事由、715. 森林環境税普徴合計（委託納付前）、716. 森林環境税普徴合計（委託納付額）、717. 森林環境税普徴合計（委託納付後）、718. 森林環境税特徴合計（委託納付前）、719. 森林環境税特徴合計（委託納付額）、720. 森林環境税特徴合計（委託納付後）、721. 森林環境税年特合計（委託納付後）、722. 森林環境税1期（委託納付前）、723. 森林環境税2期（委託納付前）、724. 森林環境税3期（委託納付前）、725. 森林環境税4期（委託納付前）、726. 森林環境税5期（委託納付前）、727. 森林環境税6期（委託納付前）、728. 森林環境税7期（委託納付前）、729. 森林環境税8期（委託納付前）、730. 森林環境税9期（委託納付前）、731. 森林環境税10期（委託納付前）、732. 森林環境税11期（委託納付前）、733. 森林環境税12期（委託納付前）、734. 森林環境税現随（委託納付前）、735. 森林環境税1期（委託納付額）、736. 森林環境税2期（委託納付額）、737. 森林環境税3期（委託納付額）、738. 森林環境税4期（委託納付額）、739. 森林環境税5期（委託納付額）、740. 森林環境税6期（委託納付額）、741. 森林環境税7期（委託納付額）、742. 森林環境税8期（委託納付額）、743. 森林環境税9期（委託納付額）、744. 森林環境税10期（委託納付額）、745. 森林環境税11期（委託納付額）、746. 森林環境税12期（委託納付額）、747. 森林環境税現随（委託納付額）、748. 森林環境税1期（委託納付後）、749. 森林環境税2期（委託納付後）、750. 森林環境税3期（委託納付後）、751. 森林環境税4期（委託納付後）、752. 森林環境税5期（委託納付後）、753. 森林環境税6期（委託納付後）、754. 森林環境税7期（委託納付後）、755. 森林環境税8期（委託納付後）、756. 森林環境税9期（委託納付後）、757. 森林環境税10期（委託納付後）、758. 森林環境税11期（委託納付後）、759. 森林環境税12期（委託納付後）、760. 森林環境税現随（委託納付後）、761. 森林環境税過随1（委託納付前）、762. 森林環境税過随2（委託納付前）、763. 森林環境税過随3（委託納付前）、764. 森林環境税過随4（委託納付前）、765. 森林環境税過随5（委託納付前）、766. 森林環境税過随6（委託納付前）、767. 森林環境税過随7（委託納付前）、768. 森林環境税過随1（委託納付額）、769. 森林環境税過随2（委託納付額）、770. 森林環境税過随3（委託納付額）、771. 森林環境税過随4（委託納付額）、772. 森林環境税過随5（委託納付額）、773. 森林環境税過随6（委託納付額）、774. 森林環境税過随7（委託納付額）、775. 森林環境税過随1（委託納付後）、776. 森林環境税過随2（委託納付後）、777. 森林環境税過随3（委託納付後）、778. 森林環境税過随4（委託納付後）、779. 森林環境税過随5（委託納付後）、780. 森林環境税過随6（委託納付後）、781. 森林環境税過随7（委託納付後）、782. 森林環境税6月（委託納付前）、783. 森林環境税7月（委託納付前）、784. 森林環境税8月（委託納付前）、785. 森林環境税9月（委託納付前）、786. 森林環境税10月（委託納付前）、787. 森林環境税11月（委託納付前）、788. 森林環境税12月（委託納付前）、789. 森林環境税1月（委託納付前）、790. 森林環境税2月（委託納付前）、791. 森林環境税3月（委託納付前）、792. 森林環境税4月（委託納付前）、793. 森林環境税5月（委託納付前）、794. 森林環境税6月（委託納付額）、795. 森林環境税7月（委託納付額）、796. 森林環境税8月（委託納付額）、797. 森林環境税9月（委託納付額）、798. 森林環境税10月（委託納付額）、799. 森林環境税11月（委託納付額）、800. 森林環境税12月（委託納付額）、801. 森林環境税1月（委託納付額）、802. 森林環境税2月（委託納付額）、803. 森林環境税3月（委託納付額）、804. 森林環境税4月（委託納付額）、805. 森林環境税5月（委託納付額）、806. 森林環境税6月（委託納付後）、807. 森林環境税7月（委託納付後）、808. 森林環境税8月（委託納付後）、809. 森林環境税9月（委託納付後）、810. 森林環境税10月（委託納付後）、811. 森林環境税11月（委託納付後）、812. 森林環境税12月（委託納付後）、813. 森林環境税1月（委託納付後）、814. 森林環境税2月（委託納付後）、815. 森林環境税3月（委託納付後）、816. 森林環境税4月（委託納付後）、817. 森林環境税5月（委託納付後）、818. 森林環境税仮徴収4月、819. 森林環境税仮徴収6月、820. 森林環境税仮徴収8月、821. 森林環境税本徴収10月、822. 森林環境税本徴収12月、823. 森林環境税本徴収2月、824. 森林環境税翌年4月、825. 森林環境税翌年6月、826. 森林環境税翌年8月、827. 合計所得（所得税）、828. 給与所得（所得税）、829. 公的年金等所得（所得税）、830. 雑計（所得税）、831. 利子所得（所得税）、832. 配当株式等（所得税）、833. 配当信託（所得税）、834. 配当外貨建（所得税）、835. 配当その他（所得税）、836. 株式等少額配当、837. 信託少額配当、838. 外貨建少額配当、839. 配当その他少額配当、840. 所得金額調整控除額（所得税）、841. 所得金額調整控除額（子ども等）（所得税）、842. 所得金額調整控除額（年金等）（所得税）、843. 雑損控除（所得税）、844. 雑損　損害金額、845. 雑損　補填額、846. 雑損　災害関連支出額、847. 医療費控除（所得税）、848. 医療費　支払額、849. 医療費　補填額、850. 所得控除計（所得税）、851. 総所得課標（所得税）、852. 特例肉用牛課標（所得税）、853. 山林課標（所得税）、854. 退職課標（所得税）、855. 短期一般課標（所得税）、856. 短期軽減課標（所得税）、857. 長期一般課標（所得税）、858. 長期特定課標（所得税）、859. 長期軽課課標（所得税）、860. 一般株式等譲渡課標（所得税）、861. 上場株式等譲渡課標（所得税）、862. 上場株式等配当課標（所得税）、863. 先物取引課標（所得税）、864. 勤続年数、865. 就職日、866. 定額減税前年特、867. 定額減税前年特4月、868. 定額減税前年特6月、869. 定額減税前年特8月、870. 定額減税前年特10月、871. 定額減税前年特12月、872. 定額減税前年特2月

（2）1月1日世帯情報ファイル

1. 処理番号、2. 世帯番号、3. 宛名番号、4. 区分、5. 検索用カナ、6. 氏名カナ、7. 氏名漢字、8. 通称名漢字、9. 住所コード、10. 住所カナ、11. 番地カナ、12. 方書カナ、13. 住所漢字、14. 番地漢字、15. 方書漢字、16. 生年月日、17. 性別、18. 1／1現在年齢、19. 世帯主サイン、20. 世帯主個人番号、21. 続柄、22. 員番

（3）年金特別徴収情報ファイル

1. 年金保険者用整理番号1,2. 年金区分,3. 特徴義務者コード,4. 年金種類,5. 年金額,6. 所得税源泉徴収税額,7. 介護特徴依頼額,8. 国保特徴依頼額,9. 後期特徴依頼額,10. 年金特徴依頼額1,11. 年金特徴依頼額2,12. 特徴依頼日,13. 特徴通知日,14. 未送付サイン,15. 中止異動日,16. 中止事由,17. 中止月,18. 中止依頼日,19. 中止通知日,20. 介護中止異動日,21. 介護中止事由,22. 介護中止月,23. 介護中止依頼日,24. 介護中止通知日,25. 4月仮徴収額,26. 6月仮徴収額,27. 8月仮徴収額,28. 仮徴収額変更日,29. 仮徴収額依頼日,30. 仮徴収額変更区分,31. 仮徴収額変更後,32. 仮徴収額変更前,33. 捕捉月,34. 捕捉異動日,35. 捕捉特徴開始月,36. 捕捉依頼額1,37. 捕捉依頼日,38. 捕捉開始通知日,39. 年金特徴判定サイン,40. 確認済,41. 基礎年金番号,42. 資料番号,43. 判定結果5月,44. 判定結果7月,45. 市町村JISコード,46. 通知内容コード,47. 各種区分,48. 処理結果,49. 年金保険用整理番号2

（別添1）特定個人情報ファイル記録項目

(4)宛名情報ファイル
1. 個人番号　2. 宛名番号　3. 宛先区分　4. 宛先名カナ　5. 宛先名漢字　6. 性別　7. 生年月日　8. 続柄コード
9. 郵便番号　10. 住所コード　11. 住所カナ　12. 番地カナ　13. 方書カナ　14. 様方カナ　15. 住所漢字
16. 番地漢字　17. 方書漢字　18. 様方漢字　19. 世帯処理番号　20. 行政区　21. 住定日　22. 住定事由
23. 住民となった日　24. 住民となった事由　25. 消除日　26. 消除事由　27. 転出予定日　28. 転出確定日
29. 異動日　30. 送付先宛先名　31. 送付先住所　32. 電話番号″

Ⅲ　リスク対策　※（7. ②を除く。）

1. 特定個人情報ファイル名	
1. 住民税賦課情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク:　目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・他団体からの申告情報の入手については、あらかじめ定められたインタフェースに基づいて情報を取得するため、必要な情報以外を入手することはない。 ・住民からの申告情報の入手については、必要な情報のみを記載する様式としており、また、記載要領を提示し、必要な情報以外は記載しないようにしている。 ・上記については、業務マニュアルに記載し、定期的に職員研修を実施している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能により，情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には，情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リストとの照合を情報提供ネットワークシステムに求め，情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり，番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備ており，目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では，ログイン時の職員認証の他に，ログイン・ログアウトを実施した職員，時刻，操作内容の記録が実施されるため，不適切な接続端末の操作や，不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

3. 特定個人情報の使用		
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・個人住民税システムには、住民税賦課事務に関係のない情報を保有しない。 ・住民税賦課機能以外からは、個人番号にアクセスできないようにアクセス制御を行っている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	＜選択肢＞ 1）行っている 2）行っていない
具体的な管理方法	システムを使用可能な職員を特定し、アクセス権限の制御を行っている。 操作者の静脈により認証を行う。	
その他の措置の内容	システムの操作履歴（操作ログ）を記録する。 操作権限の設定を行う。 端末を利用していない際は，システムからログオフする。 スクリーンセーバーの設定を行う。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[　　定めている　　]	＜選択肢＞ 1) 定めている　　2) 定めていない
規定の内容	機密保持契約として以下を定めている。 ・第三者への提供・開示・漏えいの禁止 ・目的外利用の禁止 ・無断複製の禁止 ・契約終了後の返還・廃棄・消去 ・安全管理体制の整備・確保・報告	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない　　4) 再委託していない
具体的な方法	・再委託を行う場合には、上記と同様の機密保持契約の遵守を規定しており、委託先から適宜報告を受け、改善の必要がある場合には改善の指示を行い、改善結果の報告を受けている。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている　　2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）	[　　] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[　　定めている　　]　＜選択肢＞ 1) 定めている　2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・他自治体への提供（申告情報回送）については、複数職員による確認、台帳への記載を義務付けている。 ・国税連携での情報提供については、あらかじめ定められた仕様に基づく連携であり、複数の職員による確認（登録と確認を別々の職員が行う）を義務付けている。 ・共通基盤を介した庁内のデータ連携については、あらかじめ定められた仕様に基づくものであり、それ以外の連携はできない。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている　2) 十分である　3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　　] 接続しない（入手）　[　　] 接続しない（提供）
リスク1：　目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・権限を持った職員が上長の承認を得た上で情報照会・入手を行うこととしている。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能（※1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト（※2）との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能（※3）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 （※2）番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 （※3）中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2：不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能（※）により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	【物理的対策】 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 【技術的対策】 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」（令和4年10月　デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理 を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウエアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
＜ガバメントクラウドにおける措置＞ データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。		

8. 監査		
実施の有無		[○] 自己点検　　[　] 内部監査　　[　] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発		[　　十分に行っている　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない
	具体的な方法	【古河市全体】 以下の古河市全体の研修は情報主管課が主催する。 ・全庁的な研修として情報セキュリティに関する研修会を年1回以上実施している。 ・全職員を対象に庁内イントラを利活用し、セキュリティポリシーについて定期的に啓発している。 【課内】 ・情報セキュリティ担当部署が発行する情報セキュリティ対策の啓発通知などによる自己啓発 ・情報セキュリティポリシーの遵守 【中間サーバ・プラットフォームにおける措置】 ・中間サーバープラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティー研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。

10. その他のリスク対策

＜課内＞
・ログインは静脈認証で行い、事務に携わる者しか使用できないようにしている。
・情報について使用制限を設けている。

＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞
・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

＜ガバメントクラウドにおける措置＞
・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。

・ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。
ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。
具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

Ⅳ　開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	古河市　総務部　総務課 茨城県古河市下大野2248番地　電話0280-92-3111
②請求方法	個人情報の保護に関する法律、古河市個人情報保護条例及び施行規則の規定に基づき、開示・訂正・利用停止を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	古河市　財政部　市民税課 茨城県古河市長谷町38番18号　電話0280-22-5111
②対応方法	問合せ受付票を作成し、対応記録を残す。

Ⅴ　評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年3月31日
②しきい値判断結果	[　基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる　] ＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取 【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検 【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

（別添2）変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月1日	表紙 公表日	2016/4/1	2017/6/1		
平成29年6月1日	Ⅰ基本情報 6．評価実施機関における担	市民税課長　鈴木　浩二	市民税課長　蒔田　一喜	事後	
平成29年6月1日	（別添1）特定個人情報ファイル記録項目	空欄	619．寄附金申告特例サイン、620．寄附金申告特例割合、621．寄附金申告特例控除（市）、622．寄附金申告特例控除（県）	事後	
平成29年6月1日	（別添1）特定個人情報ファイル記録項目	空欄	623．一般分株式等譲渡所得有無サイン、624．一般分株式等譲渡所得、625．一般分株式等譲渡所得有無サイン、626．一般分株式等譲渡所得課税標準額、627．一般分株式等譲渡所得所得割　市、628．一般分株式等譲渡所得所得割　県	事後	
平成30年5月15日	表紙 公表日	2017/6/1	2018/5/15		
平成30年5月15日	Ⅰ基本情報 5．情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号　別表第二（第1，2，3，4，6，8，9，11，16，18，23，26，27，28，31，34，35，37，39，40，42，48，54，57，58，59，61，62，63，64，65，66，67，70，71，74，80，84，87，91，92，94，97，101，102，103，106，107，108，113，114，115，116，117，120項），番号法第9条第2項に基づく条例	番号法第19条第7号　別表第二（第1，2，3，4，6，8，9，11，16，18，23，26，27，28，29，31，34，35，37，38，39，40，42，48，54，57，58，59，61，62，63，64，65，66，67，70，71，74，80，84，85の2，87，91，92，94，97，101，102，103，106，107，108，113，114，115，116，117，120項），番号法第9条第2項に基づく条例	事後	
平成30年5月15日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要	提供を行っている 55件　移転を行っている 15件	提供を行っている 58件　移転を行っている 15件	事後	
平成30年5月15日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要	子育て応援課	子ども福祉課	事後	
平成30年5月15日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要	子育て応援課	子ども福祉課	事後	
平成30年5月15日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要	子育て対策課	子ども福祉課	事後	
平成30年5月15日	（別添1）ファイル記録項目	625．一般分株式等譲渡所得有無サイン、626．一般分株式等譲渡所得課税標準額、627．一般分株式等譲渡所得所得割　市、628．一般分株式等譲渡所得所得割　県	625．一般分株式等譲渡所得　課税標準額、626．一般分株式等譲渡所得　所得割　市、627．一般分株式等譲渡所得　所得割　県、628．医療費特例サイン	事後	
平成30年5月15日	別紙提供先56	なし	提供先56を追加	事後	
平成30年5月15日	別紙提供先57	なし	提供先57を追加	事後	
平成30年5月15日	別紙提供先58	なし	提供先58を追加	事後	
平成30年5月15日	Ⅲリスク対策 9．従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	【古河市全体】 ・全庁的な研修として情報セキュリティに関する研修会を年1回以上実施する予定である。 ・全職員を対象に庁内イントラを利活用し、セキュリティポリシーについて定期的に啓発している。 【課内】 ・情報セキュリティ担当部署が発行する情報セキュリティ対策の啓発通知などによる自己啓発 ・情報セキュリティポリシーの遵守 【中間サーバ・プラットフォームにおける措置】 ・中間サーバープラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティー研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	【古河市全体】 以下の古河市全体の研修は情報主管課が主催する。 ・全庁的な研修として情報セキュリティに関する研修会を年1回以上実施する予定である。 ・全職員を対象に庁内イントラを利活用し、セキュリティポリシーについて定期的に啓発している。 【課内】 ・情報セキュリティ担当部署が発行する情報セキュリティ対策の啓発通知などによる自己啓発 ・情報セキュリティポリシーの遵守 【中間サーバ・プラットフォームにおける措置】 ・中間サーバープラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティー研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	事後	
平成30年5月15日	Ⅳ開示請求、問合せ 2．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ①連絡先	古河市　財政部　市民税課 茨城県古河市長谷町38番地18　電話0280-22-5111	古河市　財政部　市民税課 茨城県古河市長谷町38番18号　電話0280-22-5111	事後	
令和1年6月28日	表紙 公表日	2018/5/15	2019/6/28		
令和1年6月28日	Ⅰ基本情報 5．情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号　別表第二（第1，2，3，4，6，8，9，11，16，18，23，26，27，28，29，31，34，35，37，38，39，40，42，48，54，57，58，59，61，62，63，64，65，66，67，70，71，74，80，84，85の2，87，91，92，94，97，101，102，103，106，107，108，113，114，115，116，117，120項），番号法第9条第2項に基づく条例	番号法第19条第7号　別表第二（第1，2，3，4，6，8，9，11，16，18，20，23，26，27，28，29，31，34，35，37，38，39，40，42，48，53，54，57，58，59，61，62，63，64，65，66，67，70，71，74，80，84，85の2，87，91，92，94，97，101，102，103，106，107，108，113，114，115，116，117，120項），番号法第9条第2項に基づく条例	事後	
令和1年6月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供・移転の有無	提供を行っている 58件　移転を行っている 15件	提供を行っている 60件　移転を行っている 15件	事後	
令和1年6月28日	別紙提供先59，60	なし	提供先59，60を追加	事後	
令和3年3月26日	表紙 公表日	2019/6/28	2021/3/26		
令和3年3月26日	Ⅴ評価実施手続 ①実施日	2014/12/19	2021/3/26	事後	
令和3年3月26日	Ⅰ基本情報 4．個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下，「番号法」と表記）第9条第1項　別表第一の16の項 ・番号法第9条第3項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第16条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下，「番号法」と表記）第9条第1項（利用範囲）　別表第一の16の項 ・番号法第9条第3項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第16条	事後	

令和3年3月26日	Ⅰ基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第1，2，3，4，6，8，9，11，16，18，20，23，26，27，28，29，31，34，35，37，38，39，40，42，48，53，54，57，58，59，61，62，63，64，65，66，67，70，71，74，80，84，85の2，87，91，92，94，97，101，102，103，106，107，108，113，114，115，116，117，120項），番号法第9条第2項に基づく条例	［情報照会の根拠］ ・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限） ・番号法　別表第二　第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、事務の内容に「地方税情報」が含まれる項（27の項） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 ［情報提供の根拠］ ・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限） ・番号法　別表第二　第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税情報」が含まれる項（第1，2，3，4，6，8，9，11，16，18，20，23，26，27，28，29，31，34，35，37，38，39，40，42，48，53，54，57，58，59，61，62，63，64，65，66，67，70，71，74，80，84，85の2，87，91，92，94，97，101，102，103，106，107，108，113，114，115，116，117，120項） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、14条、16条、19条、20条、21条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、27条、28条、31条、31条の2、31条の3、32条、33条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、44条の2、45条、47条、49条、49条の2、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2、59条の2の2、59条の3）	事後	
令和3年7月1日	表紙 公表日	令和3年3月26日	令和3年7月1日		
令和3年7月1日	Ⅰ基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	［情報照会の根拠］ ・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限） ・番号法　別表第二　第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、事務の内容に「地方税情報」が含まれる項（27の項） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 ［情報提供の根拠］ ・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限） ・番号法　別表第二　第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税情報」が含まれる項（第1，2，3，4，6，8，9，11，16，18，20，23，26，27，28，29，31，34，35，37，38，39，40，42，48，53，54，57，58，59，61，62，63，64，65，66，67，70，71，74，80，84，85の2，87，91，92，94，97，101，102，103，106，107，108，113，114，115，116，117，120項） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、14条、16条、19条、20条、21条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、27条、28条、31条、31条の2、31条の3、32条、33条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、44条の2、45条、47条、49条、49条の2、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2、59条の2の2、59条の3）	［情報照会の根拠］ ・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限） ・番号法　別表第二　第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、事務の内容に「地方税情報」が含まれる項（27の項） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 ［情報提供の根拠］ ・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限） ・番号法　別表第二　第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税情報」が含まれる項（第1，2，3，4，6，8，9，11，16，18，20，23，26，27，28，29，31，34，35，37，38，39，40，42，48，53，54，57，58，59，61，62，63，64，65，66，67，70，71，74，80，84，85の2，87，91，92，94，97，101，102，103，106，107，108，113，114，115，116，117，120項） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、14条、16条、19条、20条、21条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、27条、28条、31条、31条の2、31条の3、32条、33条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、44条の2、45条、47条、49条、49条の2、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2の2、59条の2の3、59条の3）	事後	
令和3年7月1日	（別添1）特定個人情報ファイル記録項目	空欄	＜＜住民税賦課情報＞＞ 629. 上場株式の国税と異なる申告サイン、630. 雑業務有無サイン、631. 雑業務所得、632. 所得金額調整控除適用サイン、633. 所得金額調整控除額（子ども等）、634. 所得金額調整控除額（年金等）、635. 所得金額調整控除額（合計）、636. 所得金額調整控除算出用給与収入、637. 調整扶養人数、638. 生計を一にする子サイン、639. 公的年金等を除いた合計所得	事後	
令和3年7月1日	（別添1）特定個人情報ファイル記録項目	＜＜1月1日世帯情報＞＞ 1. 処理番号、2. 世帯番号、3. 宛名番号、4. 区分、5. 検索用カナ、6. 氏名カナ、7. 氏名漢字、8. 通称名漢字、9. 住所コード、10. 住所カナ、11. 番地カナ、12. 方書カナ、13. 住所漢字、14. 番地漢字、15. 方書漢字、16. 生年月日、17. 性別、18. 1／1現在年齢、19. 世帯主サイン、20. 世帯主宛名番号、21. 続柄、22. 員番、23. 個人番号	＜＜1月1日世帯情報＞＞ 1. 処理番号、2. 世帯番号、3. 宛名番号、4. 区分、5. 検索用カナ、6. 氏名カナ、7. 氏名漢字、8. 通称名漢字、9. 住所コード、10. 住所カナ、11. 番地カナ、12. 方書カナ、13. 住所漢字、14. 番地漢字、15. 方書漢字、16. 生年月日、17. 性別、18. 1／1現在年齢、19. 世帯主サイン、20. 世帯主宛名番号、21. 続柄、22. 員番	事後	

令和3年7月1日	（別添1）特定個人情報ファイル記録項目	＜＜宛名＞＞ 1. 宛名番号、2. 宛先区分、3. 宛先名カナ、4. 宛先名漢字、5. 性別、6. 生年月日、7. 続柄コード、8. 郵便番号、9. 住所コード、10. 住所カナ、11. 番地カナ、12. 方書カナ、13. 様方カナ、14. 住所漢字、15. 番地漢字、16. 方書漢字、17. 様方漢字、18. 世帯処理番号、19. 行政区、20. 住定日、21. 住定事由、22. 住民となった日、23. 住民となった事由 、24. 消除日、25. 消除事由、26. 転出予定日、27. 転出確定日、28. 異動日、29. 送付先宛先名、30. 送付先住所、31. 電話番号、32. 個人番号、33. 送付先宛名番号	＜＜宛名＞＞ 1. 個人番号 2. 宛名番号 3. 宛先区分 4. 宛先名カナ 5. 宛先名漢字 6. 性別 7. 生年月日 8. 続柄コード 9. 郵便番号 10. 住所コード 11. 住所カナ 12. 番地カナ 13. 方書カナ 14. 様方カナ 15. 住所漢字 16. 番地漢字 17. 方書漢字 18. 様方漢字 19. 世帯処理番号 20. 行政区 21. 住定日 22. 住定事由 23. 住民となった日 24. 住民となった事由 25. 消除日 26. 消除事由 27. 転出予定日 28. 転出確定日 29. 異動日 30. 送付先宛先名 31. 送付先住所 32. 電話番号	事後	
令和3年9月10日	表紙 公表日	令和3年7月1日	令和3年9月10日		
令和3年9月10日	Ⅰ基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[情報照会の根拠] ・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限） ・番号法 別表第二 第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、事務の内容に「地方税情報」が含まれる項（27の項） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 [情報提供の根拠] ・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限） ・番号法 別表第二 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税情報」が含まれる項（第1，2，3，4，6，8，9，11，16，18，20，23，26，27，28，29，31，34，35，37，38，39，40，42，48，53，54，57，58，59，61，62，63，64，65，66，67，70，71，74，80，84，85の2，87，91，92，94，97，101，102，103，106，107，108，113，114，115，116，117，120項） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、14条、16条、19条、20条、21条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、27条、28条、31条、31条の2、31条の3、32条、33条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、44条の2、45条、47条、49条、49条の2、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2の2、59条の2の3、59条の3）	[情報照会の根拠] ・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限） ・番号法 別表第二 第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、事務の内容に「地方税情報」が含まれる項（27の項） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 [情報提供の根拠] ・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限） ・番号法 別表第二 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税情報」が含まれる項（第1，2，3，4，6，8，9，11，16，18，20，23，26，27，28，29，31，34，35，37，38，39，40，42，48，53，54，57，58，59，61，62，63，64，65，66，67，70，71，74，80，84，85の2，87，91，92，94，97，101，102，103，106，107，108，113，114，115，116，117，120項） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、14条、16条、19条、20条、21条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、27条、28条、31条、31条の2、31条の3、32条、33条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、44条の2、45条、47条、49条、49条の2、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2の2、59条の2の3、59条の3）	事後	
令和3年9月10日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要	提供を行っている 60件 移転を行っている 15件	提供を行っている 63件 移転を行っている 15件	事後	
令和3年9月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	提供先1～20 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二	提供先1～20 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二	事後	
令和3年9月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	移転先12 介護保険課	移転先12 高齢介護課	事後	
令和3年9月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要【1－2提供】	提供先21～60 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二	提供先21～60 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二	事後	
令和3年9月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要【1－2提供】	なし	提供先61，62，63を追加	事後	
令和4年9月12日	Ⅰ基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下，「番号法」と表記）第9条第1項（利用範囲） 別表第一の16の項 ・番号法第9条第3項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下，「番号法」と表記）第9条第1項（利用範囲） 別表第一の16の項 ・番号法第9条第4項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	事後	
令和4年9月12日	Ⅰ基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[情報照会の根拠] ・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限） ・番号法 別表第二 第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、事務の内容に「地方税情報」が含まれる項（27の項） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 [情報提供の根拠] ・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限） ・番号法 別表第二 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税情報」が含まれる項（第1，2，3，4，6，8，9，11，16，18，20，23，26，27，28，29，31，34，35，37，38，39，40，42，48，53，54，57，58，59，61，62，63，64，65，66，67，70，71，74，80，84，85の2，87，91，92，94，97，101，102，103，106，107，108，113，114，115，116，117，120項） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、14条、16条、19条、20条、21条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、27条、28条、31条、31条の2、31条の3、32条、33条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、44条の2、45条、47条、49条、49条の2、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2の2、59条の2の3、59条の3）	[情報照会の根拠] ・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限） ・番号法 別表第二 第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、事務の内容に「地方税情報」が含まれる項（27の項） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 [情報提供の根拠] ・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限） ・番号法 別表第二 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税情報」が含まれる項（第1，2，3，4，6，8，9，11，16，18，20，23，26，27，28，29，30，31，34，35，37，38，39，40，42，48，53，54，57，58，59，61，62，63，64，65，66，67，70，71，74，80，84，85の2，87，91，92，94，97，101，102，103，106，107，108，113，114，115，116，117，120，121項） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、14条、16条、19条、20条、21条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、27条、28条、31条、31条の2の2、31条の3、32条、33条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、44条の5、45条、47条、49条、49条の2、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2の2、59条の2の3、59条の3、59条の4）	事後	

令和4年9月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要【1－2提供】	なし	提供先64，65を追加	事後	
令和5年11月14日	Ⅰ基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[情報照会の根拠] ・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限） ・番号法　別表第二　第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、事務の内容に「地方税情報」が含まれる項（27の項） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 [情報提供の根拠] ・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限） ・番号法　別表第二　第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税情報」が含まれる項（第1，2，3，4，6，8，9，11，16，18，20，23，26，27，28，29，30，31，34，35，37，38，39，40，42，48，53，54，57，58，59，61，62，63，64，65，66，67，70，71，74，80，84，85の2，87，91，92，94，97，101，102，103，106，107，108，113，114，115，116，117，120，121項） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、14条、16条、19条、20条、21条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、27条、28条、31条、31条の2の2、31条の3、32条、33条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、44条の5、45条、47条、49条、49条の2、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2の2、59条の2の3、59条の3、59条の4）	[情報照会の根拠] ・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限） ・番号法　別表第二　第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、事務の内容に「地方税情報」が含まれる項（27の項） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 [情報提供の根拠] ・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限） ・番号法　別表第二　第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税情報」が含まれる項（第1，2，3，4，6，8，9，11，16，18，20，23，26，27，28，29，30，31，34，35，37，38，39，40，42，48，53，54，57，58，59，61，62，63，64，65，66，67，70，71，74，80，84，85の2，87，91，92，94，97，101，102，103，106，107，108，113，114，115，116，117，120，121項） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、14条、16条、19条、20条、21条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、27条、28条、31条、31条の2の2、31条の3、32条、33条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、44条の5、45条、47条、49条、49条の2、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2の2、59条の2の3、59条の3、59条の4）	事後	
令和5年11月14日	Ⅳ開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法	古河市個人情報保護条例（平成19年条例第20号）の規定に基づき、開示・訂正・利用停止を受け付ける。	個人情報の保護に関する法律、古河市個人情報保護条例及び施行規則の規定に基づき、開示・訂正・利用停止を受け付ける。	事後	
令和7年3月31日	Ⅰ基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム11 ①システムの名称 ②システムの機能 ③他のシステムとの接続	なし	①団体内統合宛名システム ②1. 宛名管理機能 　住民記録システムから宛名データを受領し、番号連携サーバ内の統合宛名データベースに繁栄を行う。 2. 統合宛名番号の附番機能 　個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の附番を行う。 3. 符号要求機能 　個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバーに登録し、中間サーバーに符号の取得要求・取得依頼を行う。中間サーバーから返却された処理通番を住民基本台帳ネットワークシステムゲートウェイサーバへ送信する。 4. 各業務で管理している情報連携主務省令に記載されている提供業務情報を受領し、中間サーバーへの情報提供を行う。 5. 情報照会機能 　中間サーバーへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示又は、各業務システムにファイル転送を行う。 ③[〇]庁内連携システム、[〇]既存住民基本台帳システム、[〇]宛名システム等、[〇]税務システム、[〇]その他（中間サーバー）	事後	
令和7年3月31日	Ⅰ基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム12 ①システムの名称 ②システムの機能 ③他のシステムとの接続	なし	①住民基本台帳ネットワークシステム ②1. 本人確認情報検索 　統合端末において入力された、個人番号又は4情報（指名、住所、性別、生年月日）の組み合わせをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 ③[〇]その他（他のシステムとの接続はなし）	事後	
令和7年3月31日	Ⅰ基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム12 ①システムの名称 ②システムの機能 ③他のシステムとの接続	なし	①コンビニ交付システム ②1. システム連携機能 　税務システムから証明書情報を連携する。 2. 証明書交付センターからの証明書発行要求に応答して証明書自動交付を行う。 ③[〇]税務システム	事後	
令和7年3月31日	Ⅰ基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下，「番号法」と表記）第9条第1項（利用範囲）　別表第一の16の項 ・番号法第9条第4項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第16条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下，「番号法」と表記）第9条（利用範囲）第1項　別表の24の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令　第16条	事後	

令和7年3月31日	Ⅰ基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[情報照会の根拠] ・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限） ・番号法　別表第二　第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、事務の内容に「地方税情報」が含まれる項（27の項） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 [情報提供の根拠] ・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限） ・番号法　別表第二　第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税情報」が含まれる項（第1，2，3，4，6，8，9，11，16，18，20，23，26，27，28，29，30，31，34，35，37，38，39，40，42，48，53，54，57，58，59，61，62，63，64，65，66，67，70，71，74，80，84，85の2，87，91，92，94，97，101，102，103，106，107，108，113，114，115，116，117，120，121項） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、14条、16条、19条、20条、21条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、27条、28条、31条、31条の2の2、31条の3、32条、33条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、44条の5、45条、47条、49条、49条の2、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2の2、59条の2の3、59条の3、59条の4）	[情報照会の根拠] ・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限） ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条　第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税情報」が含まれる項（48の項） [情報提供の根拠] ・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限） ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税情報」が含まれる項（第1，2，3，4，5，7，11，13，15，20，28，37，39，42，48，49，53，57，58，59，63，65，66，69，73，75，76，81，83，84，86，87，88，89，90，91，92，96，98，106，108，115，124，125，129，130，132，137，138，140，141，142，144，147，151，152，155，156，158，160，161，163，164，165，166，167，168，169，170，171，172，173項）	事後	
令和7年3月31日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ①委託内容	委託事項1：システムの運用 ①委託内容：磁気ディスクによる事務運用を安全確実に行なうために必要な範囲で，特定個人情報ファイルの管理を委託	委託事項1：システムの運用 システムの運用・保守 ①委託内容：磁気ディスクによる事務運用を安全確実に行なうために必要な範囲で，特定個人情報ファイルの管理を委託 システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業	事後	
令和7年3月31日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供・移転の有無	提供を行っている 65件　移転を行っている 15件	提供を行っている 77件　移転を行っている 13件	事後	

令和7年3月31日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所　※	セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。		
令和7年3月31日	Ⅲリスク対策※（7. ②を除く。） 7. 個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	なし	【物理的対策】 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 【技術的対策】 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP（「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」（令和4年10月　デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理 を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウエアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。		
令和7年3月31日	Ⅲリスク対策※（7. ②を除く。） 7. 個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	なし	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。		
令和7年3月31日	Ⅴ評価実施手続 ①実施日	令和3年3月26日	令和7年3月31日		